

平成 24 年 12 月 20 日決定

平成 25 年 11 月 27 日修正

平成 27 年 10 月 16 日修正

テニユア審査基準

(公開用 (注))

若手研究者評価支援機構会議

A. 評価項目とそれぞれの数値化の方法

1. ミッション・ステートメント達成度評価

(1) TT 教員がミッション・ステートメント達成の状況について報告書を作成する。

(2) (1) の報告書の内容については、メンターの確認を求める。

(3) (1) の報告書及び (2) のメンターによる確認結果に基づき、TT 教員によるミッション・ステートメント達成の度合いについて、若手教員評価委員会により総合的な評価を行い、(4) の目安に応じて評価点を付す。

(4) 評価点の目安は、次のとおりとする。

- ミッション・ステートメントを達成した。 → A 評価
- ミッション・ステートメントの達成については一部欠けるところがあるが、達成できなかった理由は理解できるものであり、今後の努力に期待できる。 → B 評価
- ミッション・ステートメントの達成については不十分である。 → C 評価

2. 研究業績評価

(1) 各評価項目について、以下の方法により評価点を付す。

〈1〉査読付き論文

①から③までの和を算出し、査読付き論文の評価点とする。

① TT 期間内に発表された査読付き論文 (テニユア審査開始時点において学術誌に掲載決定済みの論文を含む。以下同じ。) のそれぞれについて、次の場合に応じて右の素点を付して得られる点の総和。

(注) 素点等の具体的な値については、公開は適切でないとの判断に基づき、この資料では非公開としている。

- 筆頭著者または責任著者（欧文）の場合
 - 筆頭著者または責任著者（和文）の場合
 - 分担著者（欧文）の場合
 - 分担著者（和文）の場合
- ② TT 期間内に発表された査読付き論文のうちインパクトファクター（IF）が公表されている学術誌に掲載されたものについて、掲載雑誌の IF により算出される数値の総和。
- ③ TT 期間内に発表された査読付き論文のうち最も被引用回数が多い論文の被引用回数。

〈2〉総説

- ①と②の和を算出し、総説発表実績の評価点とする。
- ① TT 期間内に発表された総説（テニユア審査開始時点において学術誌に掲載決定済みの総説を含む。以下同じ。）のそれぞれについて、次の場合に応じて右の素点を付して得られる点の総和。
- 筆頭著者または責任著者（欧文）の場合
 - 筆頭著者または責任著者（和文）の場合
 - 分担著者（欧文）の場合
 - 分担著者（和文）の場合
- ② TT 期間内に発表された総説のうちインパクトファクター（IF）が公表されている学術誌に掲載されたものについて、掲載雑誌の IF により算出される数値の総和。

〈3〉学会における基調講演・招聘講演

- ① 国際学会における基調講演・招聘講演の回数に応じて、国際学会における基調講演・招聘講演の評価点とする。
- ただし、国際的に特に高く評価される国際学会における基調講演・招聘講演については、上記にかかわらず、若手教員評価委員会の協議により特別の加点をすることができるものとする。
- ② 国内学会における基調講演・招聘講演の回数に応じて、国内学会における基調講演・招聘講演の評価点とする。

〈4〉受賞

TT 教員が TT 期間内に学術的に顕彰された受賞のそれぞれについて、次の場合に応じて右の素点を付し、それらの総和を算出して受賞の評価点とする。

- 学会賞などの受賞
- プレゼン賞などの受賞
- 論文賞や学会でのポスター賞の受賞

ただし、国際的に特に高く評価される顕彰制度による受賞については、上記にかかわらず、若手教員評価委員会の協議により特別の加点をすることができるものとする。

〈5〉特許

TT 教員が TT 期間内に行った特許出願又は特許取得のそれぞれについて、次の場合に応じて右の素点を付し、それらの総和を算出して特許の評価点とする。

- 出願筆頭発明者または責任発明者の場合
- 出願分担発明者の場合
- 取得筆頭発明者または責任発明者の場合
- 取得分担発明者の場合

ただし、実施権の譲渡に至った特許、国際的に特に高く評価される特許あるいは産業応用上高く評価される特許については、若手教員評価委員会の協議により特別の加点をすることができるものとする。

〈6〉著書

TT 期間内に出版された著書（ISBN 番号のあるものに限る。また、出版予定が確定したものを含む。）のそれぞれについて、次の場合に応じて著書の評価点とする。

- 書籍の単独執筆
- 書籍の編集
- 書籍の分担執筆
- 書籍の特別分担執筆（注）

ただし、書籍の分担執筆であっても、若手教員評価委員会の協議により査読付き論文の発表と同等とみなすことができるとされたものについては、2(1)〈1〉による素点を適用することができるものとする。

(注)「書籍の特別分担執筆」とは、書籍の分担執筆の一形態として、書籍の中の単独の章の全体の執筆を個人またはひとつのチームで担当し、その章の執筆者全員の氏名がその章の冒頭に明記され、かつ、被評価者がその章の単独執筆者、筆頭執筆者または責任執筆者となっている場合をいう。

〈7〉学会発表

TT 期間内に行った学会発表のそれぞれについて、次の場合に応じて右の素点を付し、それらの総和を算出して、学会発表の評価点とする。

- 国内学会発表（筆頭発表者または責任発表者）
- 国内学会発表（分担発表者）
- 国際学会発表（筆頭発表者または責任発表者）
- 国際学会発表（分担発表者）
- 国内学会ポスター発表（筆頭発表者または責任発表者）
- 国際学会ポスター発表（筆頭発表者または責任発表者）

〈8〉総合的評価

① 着任後の研究業績について②および③の2つの観点からそれぞれに示される評価の目安に応じて評価点を付し、その和を算出して総合的評価の評価点とする。

② 評価の観点その1：研究業績は、海洋科学研究分野において世界水準の研究をリードしているか。

（評価の目安）

- リードしていると認めて差し支えない。
- リードしているとまでは言えないが、同等もしくは同等に近い研究水準に達している。
- 世界の研究水準には達していない。

③ 評価の観点その2：研究業績は、新たな分野横断型海洋科学研究分野に関するものであるか。

（評価の目安）

- 全くそのとおりである。
- どちらかというとそのとおりである。

○ そのとおりとは言えない。

(2) (1) の〈1〉から〈8〉までの評価点の和を算出し、研究業績評価の評価点とする。

(3) (2) の評価点に基づき、次のとおり、A、B、C の評価を行う。

- ① 「海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者に期待される業績と認めて差し支えないレベルにある。」 →A 評価
- ② 「海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者に期待される業績としては少し欠けるところがあるが、今後の努力に期待できる。」 →B 評価
- ③ 「海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者に期待される業績としては不十分である。」 →C 評価

3. 外部資金獲得力評価

(1) 各評価項目について、以下の方法により評価点を付す。

〈1〉科学研究費補助金

採択された科学研究費補助金（以下「科研費」という。）について、①から④までの和を算出し、科研費獲得状況の評価点とする。

① TT 期間内に代表研究者として採択された科研費課題のそれぞれについて、その研究種目に応じて右の素点を付して得られる点の総和。

- 特別推進研究
- 新学術領域研究（研究領域提案型）
- 新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究）
- 基盤研究（S）
- 基盤研究（A）
- 基盤研究（B）
- 基盤研究（C）
- 挑戦的萌芽研究
- 若手研究（A）
- 若手研究（B）
- 研究活動スタート支援
- 特別研究促進費
- 奨励研究

- 研究成果公開促進費
 - 特別研究員奨励費
 - その他（具体的種目名が必要。）
- ② TT 期間内に分担研究者として採択された科研費課題の数に応じて得られる数値。
- ③ TT 期間内に採択され、交付された科研費の総額（単位：万円。分担研究者の場合はその分担研究者に交付された資金の額）に応じて得られる数値。
- ④ TT 期間内に採択された科研費（代表研究者として採択されたものに限る。）のうちまだ交付されていないが今後交付されることが約束されている額の総額（単位：万円）に応じて得られる数値。

〈2〉競争的外部資金（科研費以外）

採択された競争的外部資金（科研費以外）について、①から③までの和を算出し、競争的外部資金（科研費以外）の評価点とする。

- ① TT 期間内に採択された競争的外部資金（科研費以外）のそれぞれについて、その種類に応じて右の素点を付して得られる点の総和。
- 受託研究（代表）
 - 受託研究（分担）
 - 研究助成（代表）
 - 研究助成（分担）
 - その他（代表）
 - その他（分担）
- ② TT 期間内に採択され、交付された競争的外部資金（科研費以外）の総額（単位：万円。分担研究者の場合はその分担研究者に交付された資金の額）に応じて得られる数値。
- ③ TT 期間内に採択された競争的外部資金（代表研究者として採択された政府系公的資金（科研費以外）に限る。）のうちまだ交付されていないが今後交付されることが当該資金配分機関によって約束されている額の総額（単位：万円）に応じて得られる数値。

〈3〉非競争的外部資金

採択された非競争的外部資金について、①から③までの和を算出し、非競争的外部資金の評価点とする。

- ① TT 期間内に採択された非競争的外部資金のそれぞれについて、その種類に応じて右の素点を付して得られる点の総和。
 - 共同研究（代表）
 - 共同研究（分担）
 - 寄附金（代表）
 - 寄附金（分担）
 - その他（代表）
 - その他（分担）

- ② TT 期間内に採択され、交付された非競争的外部資金の総額（単位：万円。分担研究者の場合はその分担研究者に交付された資金の額）に応じて得られる数値。

- ③ TT 期間内に本学と民間企業との間で締結された契約に基づく共同研究（本学の側の代表研究者として参加するものに限る。）に関しまだ交付されていないが今後交付されることが契約に基づいて約束されている額の総額（単位：万円）に応じて得られる数値。

〈4〉総合的評価

- ① 着任後の外部資金獲得実績および獲得に対する取り組み方（努力、工夫等）について、今後の継続的な外部資金獲得可能性の視点から若手教員評価委員会により総合的な評価を行い、②の目安に応じて評価点を付す。
- ② 評価点の目安は、次のとおりとする。
 - 着任後の外部資金獲得実績および獲得に対する取り組み方は、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していくために必要な研究資金を外部資金から獲得していく力が十分にあることを示していると認めて差し支えない。
 - 着任後の外部資金獲得実績および獲得に対する取り組み方は一定の実績を示しているが、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していくために必要な研究資金を外部資金から獲得していく力が十分にあることを示しているとまではいえない。しかし、外部資金獲得の今後の増加に向けた努力と工夫には見るべきものがあり、今後の獲得額増加を期待できる。

- 着任後の外部資金獲得実績および獲得に対する取り組み方は、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していくために必要な研究資金を外部資金から獲得していく力があることを示しているとは認められない。

(2) (1) の〈1〉から〈4〉までの評価点の和を算出し、外部資金獲得力の評価点とする。

(3) (2) の評価点に基づき、次のとおり、A、B、C の評価を行う。

- ① 「外部資金獲得力は、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者に期待されるレベルにある。」 →A 評価
- ② 「外部資金獲得力は、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者に期待されるレベルからは少し欠けるところがあるが、今後の努力に期待できる。」 →B 評価
- ③ 「外部資金獲得力は、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者に期待されるレベルに達していない。」 →C 評価

4. マネジメント評価

(1) 次の事項について若手教員評価委員会で総合的に評価し、(2) の目安に応じて評価点を付す。

- ① 研究チームリーダーとしての職務実施の状況
- ② 研究チームメンバーに若手研究者がいる場合は、当該若手研究者の育成とキャリア支援の状況
- ③ 本学教職員や他の TT 教員の業務に対する協力の状況

(2) 評価点の目安は、次のとおりとする。

- 高知大学を拠点とし、世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待されるマネジメント能力を有すると認めて差し支えない。 →A 評価
- 高知大学を拠点とし、世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待されるマネジメント能力としては少し欠けるところがあるが、今後の努力に期待できる。 →B 評価

- 高知大学を拠点とし、世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待されるマネジメント能力としては不十分である。 →C 評価

5. 教育指導能力評価

(1) 次の事項について、若手教員評価委員会で総合的に評価し、(2)の目安に応じて評価点を付す。

- ① 授業の実施状況
- ② 授業に対する学生の理解度等
- ③ 大学院生に対する研究指導が実施されたときは、その実施状況

(2) 評価点の目安は、次のとおりとする。

- 世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待される教育指導能力を有すると認めて差し支えない。 →A 評価
- 世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待される教育指導能力としては少し欠けるところがあるが、今後の努力に期待できる。 →B 評価
- 世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待される教育指導能力としては不十分である。 →C 評価

6. 社会活動実績評価

(1) TT 教員が TT 期間内に実施した社会活動の実績について、若手教員評価委員会で総合的に評価し、(2)の目安に応じて評価点を付す。

なお、ここで「社会活動」とは、学会活動への貢献(学会での委員・役職、学会座長、学会開催、学術誌投稿論文査読、学術誌編集等)、研究関連講演会・シンポジウム等の開催、研究費審査、国際的な共同研究の実施、国内的な共同研究の実施、外国人招聘セミナーの開催、国際・地域貢献関連講演会での講演、企業関係者向け講演会での講演、一般市民・学生向け講演会での講演(科学技術に関するアウトリーチ活動を含む。)、大学ホームページを活用した研究活動とその成果等の発信、学外委員会活動、その他の社会に貢献する活動をいう。

(2) 評価点の目安は、次のとおりとする。

- 世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待される社会活動実績があると認めて差し支えない。 →A 評価
- 世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待される社会活動実績としては少し欠けるところがあるが、今後の努力に期待できる。 →B 評価

- 世界水準の研究をリードしていく科学研究者に期待される社会活動実績としては不十分である。 →C 評価

7. 研究将来構想評価

- (1) TT 教員が自己の研究の今後の展開に関する将来構想（以下「研究将来構想」という。）について説明書を作成する。

研究将来構想に関し、説明書において説明しなければならない事項は、次の事項とする。

- 本学においてテニユア教員となった後の研究発展の構想について
- 今後の学内での共同研究の構想とその実現性について
- 研究発展のための研究機器整備構想について

- (2) (1) の説明書に基づき、研究将来構想について、若手教員評価委員会により次の視点から総合的に評価し、(3) の目安に応じて評価点を付す。

- 海洋科学研究分野において世界水準の研究をリードしていく可能性のある構想となっているか。
- 海洋科学研究分野において新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく可能性のある構想となっているか。
- 当該 TT 教員の経験や得意分野を十分に活かした構想となっているか。
- 高知大学の特性を踏まえた構想となっているか。
- 高知大学の発展に貢献する構想となっているか。
- 実現可能な構想と期待できる内容となっているか。

- (3) 評価点の目安は、次のとおりとする。

- 高知大学を拠点として、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者にふさわしい研究将来構想と評価できる。 →A 評価
- 一部不十分なところがあるため、高知大学を拠点として、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者にふさわしい研究将来構想と言い切ることはできないが、今後の努力に期待できる。 →B 評価
- 不十分であるため、高知大学を拠点として、海洋科学研究分野において、世界水準の研究をリードし、新たな分野横断型海洋科学研究分野を開拓・展開していく海洋科学研究者にふさわしい研究将来構想とは言えない。 →C 評価

8. 博士課程主指導教員資格取得に必要な業績の有無

(1) TT 期間中における査読付き論文の発表数が基準を超える場合は、本学大学院における博士課程主指導教員資格取得に必要な業績相当とみなす。

(2) TT 期間中における査読付き論文の発表数が基準に満たない場合は、テニユア審査開始時点から遡った 5 年間に於ける次の事項に関する実績件数もしくは編数を調査し、その結果に基づき本学大学院における博士課程主指導教員資格取得に必要な業績相当に達しているか否かを評価する。

① 研究発表実績

国内学会での発表（ポスター発表を含む）

国内学会での招待講演

国際会議での発表（ポスター発表を含む）

国際会議での招待講演

② 研究紙面発表実績

査読付き論文

研究に関する総説・著書

紀要・査読のない研究論文・プロシーディング

報告書など

特許

③ 国際共同研究

④ 学会での委員・役職（1 年毎の累積）

⑤ 学会、セミナー開催

国内会議（参加者 100 名未満）

国内会議（参加者 100 名以上）

国際会議

⑥ 受賞

学会賞

学会賞以外の賞

⑦ 高知大学への外部資金導入実績（1 年毎の累積）

科研費

共同研究（外部資金導入を伴うもののみ）

受託研究

寄付金

⑧ 社会貢献

学外での講演（学会発表を除く）

学外での委員委嘱（学会関連を除く。1年毎の累積）

学外の会議、委員会等での役職（学会関連を除く。1年毎の累積）

- (3) TT 期間中における査読付き論文の発表が基準に満たず、かつ、(2)において本学大学院における博士課程主指導教員資格取得に必要な業績相当に達していないと評価された場合は、本学大学院における博士課程主指導教員資格取得に必要な業績がないものとみなす。

B. 合否判定の基準

次のすべての条件に合致する者は、テニユア審査に合格とする。

- ① A の 1～7 の評価項目の評価点の合計が基準点を超えること。
- ② A の 1～7 のいずれの評価においても、C 評価がないこと。
- ③ A 8 の評価において、本学大学院における博士課程主指導教員資格取得に必要な業績相当とみなされること。

C. 平成 23 年 2 月から 4 月までの間に採用された TT 教員に適用する特例

平成 23 年 2 月から 4 月までの間に採用された TT 教員に対して平成 26 年度にテニユア審査をするにあたっては、基本的には上記 A および B を適用するが、A 2 (1) (〈8〉を除く。) および A 3 (1) (〈4〉を除く。) の素点の適用にあたっては、1.25 を乗じて適用する。

同様に、上記の TT 教員に対し、上記の素点を適用するにあたっては、平成 27 年度にテニユア審査を実施する場合においては 1.00 を、平成 28 年度にテニユア審査を実施する場合においては 0.83 を、平成 29 年度にテニユア審査を実施する場合においては 0.71 を、乗じて適用する。

D. 平成 26 年 1 月から 3 月までの間に採用された TT 教員に適用する特例

平成 26 年 1 月から 3 月までの間に採用された TT 教員に対してテニユア審査をするにあたっては、基本的には上記 A および B を適用するが、平成 27 年度にテニユア審査を実施する場合において上記 A 2 (1) (〈8〉を除く。) および A 3 (1) (〈4〉を除く。) の素点の適用にあたっては、2.5 を乗じて適用する。

同様に、上記の TT 教員に対し、上記の素点を適用するにあたっては、平成 28 年度にテニユア審査を実施する場合においては 1.67 を、平成 29 年度にテニユア審査を実施する場合においては 1.25 を乗じて適用する。